

## 仕様書

### 1.工事名

7鳥商工第1号 鳥栖商業高等学校体育館照明 LED 改修工事

### 2.工期

契約締結日から令和7年11月28日(金)まで

### 3.工事場所

鳥栖市平田町1110番地8 佐賀県立鳥栖商業高等学校 体育館

### 4.工事内容

・既設照明の撤去(機器ごと)及びLED照明機器(撤去品相当)の新設

	撤去		新設	
アリーナ天井	22台	HID 灯具 昇降装置 ランプホルダー 安定器	22台	高天井用 メタルハイドランプ 360W 相当 21,200lm 以上 側面・下面ガード
ステージ	2台	スポットライト 150 形	2台	スポットライト壁面付 1,000lm 以上
2階体育教官室 女子更衣室	11台	直付 FHF32W-2	11台	天井直付ベースライト 5,200lm 以上
1階男子更衣室 用具庫	4台	直付 FHF32W-2	4台	天井直付ベースライト 5,200lm 以上
2階体育教官更衣室 廊下	3台	直付 FHF32W-1	3台	天井直付ベースライト 2,500lm 以上
2階体育教官更衣室 入口	1台	直付 FHF16-1	1台	天井直付ベースライト 990lm 以上
外周り(廊下)	1台	直付 FL20-1	1台	天井直付ベースライト 790lm 以上 雨線外使用可 既存タイマーと接続
1階エントランス(内)	2台	埋込 スクエア口450 FHP32-3 格子タイプ	2台	天井埋込ベースライト 5,750lm 以上
1階エントランス(外)	1台	屋外ブラケット 丸形	1台	天井直付ブラケット 705lm以上 雨線外使用可
外階段上部照明	2台	屋外ブラケット コップ形	2台	天井直付ブラケット(コップ型等) 325lm以上 雨線外使用可 既存タイマーと接続
外壁付照明	9台	屋外ブラケット 丸型	9台	壁直付ブラケット 309lm以上 雨線外使用可 既存タイマーと接続
エントランス上部 外壁付照明	2台	屋外ブラケット 水銀灯100W	2台	壁取付防犯灯 HF100w相当 2,240lm 以上 照度センサー付 雨線外使用可 既存タイマーと接続

- ・配線は既設品を流用する。
- ・設置場所ごとに必要に応じ照明器具支持材費を含めること。
- ・動作確認(点灯確認)・照度測定、調整し結果報告書を提出すること。  
※設置後の照度等は、「JISZ9110:照明基準総則(2010) 表11-学校」で定める基準を満たさなければならない。
- ・既存タイマーとの接続試験調整を行うこと。

## 5. 工事遂行上の諸注意

- ①本仕様書に記載の事項及び疑義が生じた場合は、監督員と受託者が協議の上、監督員の指示に従い、工事を遂行するものとする。
- ②本工事を適正かつ円滑に実施するため、受託者は監督員と常に密接な連絡を取り、工事の方針、条件の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面(打合せ記録簿)に記録し、監督員・受託者協議を行うものとする。
- ③監督員が必要と認めた時は、工事中止をすることがある。この場合の変更については、監督員・受託者協議の上、定めるものとする。
- ④工事期間とその時間については学校運営に支障が生じないように十分に監督員と協議を行うこと。
- ⑤移動式足場を使用すること。

## 6. 図面の貸与

受託者は、本工事に必要と認められる資料については、発注者から貸与を受けるものとするが、亡失、汚損、破損等のないように取り扱いに留意し、善良な管理をもって保管しなければならない。本工事完了後は、遅延なく発注者に返却するものとする。

## 7. 損害に対する責任

受託者は、本工事中または工事後といえども、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずるとともに、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

## 8. 成果品および提出部数

- ①施工前、施工中、竣工の写真(A4)・・・1部
- ②各機器の取扱説明書・保証書(メーカー保証)・・・1部  
※保証期間については、設置箇所に関わらず1年以上とする。
- ③設置後の照度測定結果(A4)・・・1部

## 9. 完了検査

- ①受託者は完成検査を受けるに際し、完了通知書を提出の上、発注者の検査を受け、対応が必要な場合は速やかに発注者の指示のもと対応を行うものとする。  
※産業廃棄物を処分したことがわかる資料を提示すること。
- ②対応にかかる費用については、全て受託者の負担とする。

## 10. 工事写真等の提出先

〒841-0076 鳥栖市平田町1110番地8 佐賀県立鳥栖商業高等学校 事務室 西村